

自主判定結果公表制度公表手続

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

2024年4月1日

(適用対象貨物)

第1条 自主判定結果公表規約（以下「公表規約」という。）第2条で定める適用対象貨物は、輸出令別表第1の1から15の項までのすべてに非該当の集積回路とする。

なお、公表依頼者は、以下の各号に該当する場合、公表依頼できない。

一 購入者が、特定の貨物用として使用者には変更できないプログラム等を行うことにより専用化できる集積回路

（※集積回路メーカーである公表依頼者が出荷時点では非該当と判定しても最終用途により判定が変わる可能性があるため）

例：プログラム未書き込みのワンタイムPROM（OTPROM）内蔵マイコン及びワンタイムROM

二 ユーザーが設計したものであって、最終用途未判明の集積回路

（※集積回路メーカーである公表依頼者が出荷時点では非該当と判定しても最終用途により判定が変りうるため）

例：貨物等省令第6条第一号イ、ロ、リにて判定されたカスタム集積回路

三 集積回路、半導体素子、及び受動素子がプリント基板上に実装された組立品

例：メモリーモジュール、メモリーカード

四 輸出令別表第1の1から15の項までのすべてに非該当か否か不明確な集積回路

五 既に公表登録された型及び銘柄に論理的に含まれる型及び銘柄

例：A%という型番を4月に公表登録した場合、ABCという型番を5月以降に登録することはできない。

六 外為令別表の1から15の項までのすべてに非該当か否か不明確な技術やプログラムが書き込まれている集積回路

(公表企業登録)

第2条 公表規約第3条で定める公表を希望する企業は、以下の書類をC I S T E Cに提出するものとする。

- 一 自主判定結果公表企業登録依頼書(様式1) (以下「公表企業登録依頼書」という。)
- 二 ①輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票の写し及び②経済産業省安全保障貿易管理課安全保障貿易検査官室が「輸出管理内部規程(CP)を自主的に作成し当省に届け出た企業に係る企業名の公表について」に基づき、公表している直近のリストに自社が掲載されていることを示す資料
- 三 該非判定体制説明書
- 四 輸出管理内部規程と細則(マニュアル)
- 五 会社案内

(公表企業登録方法)

第3条 公表規約第4条で定める公表企業登録は、第2条の書類を公表依頼窓口へ持参又は郵送するものとする。

- 2 公表企業登録依頼書の記名押印は、代表権者とする。

(公表依頼方法)

第4条 公表依頼者は、公表規約第5条に基づき、自主判定結果公表依頼書(様式2) (以下「公表依頼書」という。)と公表依頼する型及び銘柄を記載した(様式2-1)を公表依頼窓口へ郵送し、(様式2-1)に記載した型及び銘柄のデータのみを電子メールで指定のメールアドレスに送付するものとする。

- 2 公表依頼書の記名押印は、必ず公表依頼者の部長相当以上のものとする。また、連絡窓口の担当者も記名押印するものとする。
- 3 公表依頼者の担当者等が変更になった場合は、3ヶ月以内に公表依頼窓口に変更届(様式5)に記名押印の上、公表依頼窓口へ郵送するものとする。なお、変更があったにもかかわらず、理由なく期間内に提出しない場合等、C I S T E Cは、公表規約第12条第3項に基づき、公表登録された型及び銘柄を抹消することができる。
- 4 C I S T E Cは、新たに公表依頼を受けた型及び銘柄が、既に公表登録された型及び銘柄を論理的に含み重複している場合は、C I S T E Cホームページ等に公表の上、既に公表登録された型及び銘柄を抹消することができる。

(公表方法)

第5条 公表規約第6条で定める「公表リスト」は、C I S T E Cの公表窓口にて公表依頼を受け付けた集積回路の型及び銘柄の重複公表等を整理し、C I S T E Cが作成する。原則として毎月10日に、C I S T E Cのホームページに公表し、販売する。

(公表依頼締切日)

第6条 公表依頼書の締切日は、原則として、毎月20日とする。公表依頼者は、必ず締切前日までに公表依頼窓口へ自主判定結果公表依頼書を郵送するものとする。

(訂正手続)

第7条 公表規約第10条第1項で定める「公表リスト」に誤りを発見した公表依頼者が行う訂正手続は、自主判定結果公表（訂正・抹消）依頼書（様式3）を速やかに公表依頼窓口へ持参又は郵送するものとする。

2 公表規約第10条第2項で定める公表依頼者以外の者から「公表リスト」の誤りを指摘されたときは、C I S T E Cは公表依頼者に連絡をし、事実を確認の上、誤りが事実であるときは、前項に定める手続をとるよう、公表依頼者に連絡するものとする。

3 前各項に定める手続が行われたときは、C I S T E CはC I S T E Cのホームページに訂正の事実を掲載するとともに、各地区所掌税関へ訂正の連絡を行うものとする。

(抹消手続)

第8条 公表規約第11条第1項で定める公表依頼を行った貨物を該当と判定し直した公表依頼者が行う抹消手続は、自主判定結果公表（訂正・抹消）依頼書（様式3）を速やかに公表依頼窓口へ持参又は郵送するものとする。

2 前項に定める手続が行われたときは、C I S T E Cは経済産業省及び各地区所掌税関へ連絡を行い、C I S T E Cのホームページに抹消の事実を掲載するとともに、各地区所掌税関へ抹消の連絡を行うものとする。

(一括抹消手続)

第9条 公表規約第12条第1項第1号で定める政令等の改正により、「公表リスト」に掲載された貨物が該当と判定される可能性がある場合の一括抹消手続は、自主判定結果公表一括抹消依頼書（様式4）（以下「一括抹消依頼書」という。）及び（様式4-1）

又は（様式4-2）を公表依頼窓口へ持参又は郵送するものとする。なお、C I S T E Cは、受付開始時期について、公表制度通信により、公表依頼者に連絡するものとする。

2 公表規約第12条第1項第二号で定める公表後相当の期間が経過し、公表の効果が無くなった場合等の一括抹消手続は、一括抹消依頼書及び（様式4-3）を公表依頼窓口へ持参又は郵送するものとする。なお、C I S T E Cは、受付開始時期について、公表制度通信により、公表依頼者に連絡するものとする。

（製造者名の表記方法）

第10条 製造者名の表記方法は、集積回路に表記されている表記ブランドであり、通常は公表依頼者名とする。ただし、例外的記載の場合又は公表依頼者が他社ブランドで供給している場合は「型及び銘柄」欄に表記する方法について、事前に公表依頼窓口にご相談するものとする。

（型及び銘柄の表記方法）

第11条 公表依頼者は、製品の型及び銘柄の表記について、原則として、J I Sコード順に、半角英数文字で記入することとする。使用可能文字は、J I Sキーボード上の記号（一、*等）とする。特殊文字については、公表依頼窓口へ事前に相談するものとする。なお、1型番は30桁以内とし、様式への記入は次のとおりとする。

- 一 50型番以内の場合、左欄のみを使用する。
- 二 50型番以上、100型番以内の場合、左欄に50型番記入後、右欄に記入する。三100型番以上の場合、左欄に50型番記入後右欄に50型番記入し、1枚100型番単位で埋めてから次の用紙に記入する。
- 四 型番の重複登録がないようにする。

（型及び銘柄の省略表記のルール）

第12条 公表依頼者は、原則として、基幹型番は省略できない。ただし、機能性能に関係ないバリエーションのみを表す部分については、省略できるものとする。

- 一 省略表記については、記号又は英数字を有効とする。

例えば、AAA***という省略表記の場合、

AAA AAA	*は、*の数の記号又は英数字を表す。
*	
AAA**	
AAA***	

なお、省略表記の説明はできない。

二 省略表記の「*」の桁数は実在する型番の桁数を超えることはできない。

「*」は1個1桁と数えて、実在する最大桁数の型番を表記できる。

例えば、省略表記しようとする型番が次のとおり実在し、ABCを残す場合、

ABC	}	→	ABC***
ABC-D			
ABC-DE			

として、「*」は3個が最大となる。

ただし、公表依頼者が自社で定める型名命名規定に基づき自主判定結果において省略表記に該当品が含まれないことが確かな場合に限り、「%」1個をもって実在の桁数付与を省略表記することができる。なお、その際、基幹型番の末尾に「%」1個を記載することとする。

例えば、

ABC1234F%

ABCDEF%

上記の例では、Fの後には、あらゆる個数の記号又は英数字が含まれる。

三 「*」の付与については、最後の部分についてのみ省略表記でき、先頭及び中間部分の省略表記はできないものとする。

ABCDE-FGH →	}	良い例○	ABCDE-FG*
			ABCDE-F**
			ABCDE-***
			ABCDE****
	}	悪い例×	*BCDE-FGH
			A*BCDE-FGH
			ABCDE-F*H
			ABCD*-****

四 他の型番と明確に区別できるよう表記するものとする。

基幹型番部分のみを残し、その後は、すべて省略表記できるという意味ではない。

例：基幹型番ABCと別の基幹型番ABCDがある場合、

〔 ABC*** → ABCD** も含まれる。
 ABCD***

従って、区別のため、表す部分を同じ桁とする。

ABC*** → 〔 ABC-**
 ABC0**
 ABC1** 〕 ○良い例
 ABCD*** (悪い例× ABC****
 異なる基幹型番を同一化)

なお、基幹型番が数字のみで表される場合、*で省略表記される部分の直前の文字が英文字又は記号となるようにすると有効に区別できる。

五 公表依頼者が、省略表記を用いた場合、将来にわたっても非該当であることを保証するものとする。新製品で該当する型及び銘柄が省略表記に含まれる場合、必ず事前に公表規約第11条で定める「抹消手続」を取るものとする。

(型及び銘柄のデータの保存方法)

第13条 公表依頼者が公表依頼（公表抹消）する型及び銘柄のデータの保存方法は、次のとおりとする。

- 1 ファイル名は、会社コード 月 分割 拡張子 で表す。
5桁 2桁 1桁 3桁

ファイル名の例：0000101.TXT

(会社コード00001の会社の1月公表分で分割なしテキスト形式のデータである場合)

0000101.XLS (同上でエクセル形式の場合)

- 2 会社コードは、公表番号の最初の5桁で表す。
- 3 月は、掲載月を2桁で表示する。
- 4 分割は、同じ掲載月の中で複数のファイルとなる場合に英文字1桁（一元管理可能な場合はAから順に使用、事業部単位管理なら固定割付け）で表示する。

ファイル名の例：0000101A.TXT

(会社コード00001の会社の1月公表分の分割ファイル)

5 拡張子は、使用ソフトにより次のとおり固定使用する。

一 “エクセル” の場合 → 拡張子は X L S

二 “ワード”、その他ソフトの場合 → 拡張子は T X T
テキスト形式で保存する。

(型及び銘柄データの配置)

第14条 公表依頼（公表抹消）の際、電子メールで送付する型及び銘柄データの配置については、型及び銘柄のみを縦1列に、J I Sコードでソーティングした順に入力することとする。様式の配列と異なり、2列以上に入力しないものとする。また、型番以外の余分なデータ（管理情報、文章、空欄、空白）は入力しないものとする。

(様式の記入方法)

第15条 公表依頼者が公表依頼を行える型及び銘柄は、原則として、自社製品に限るものとする。ただし、第10条ただし書の定めに基づき、以下の場合、他社製品であっても公表できるものとする。

一 海外企業製品（海外企業ブランド表記）の場合

当該海外企業の日本法人、総輸入元又は代理店であって、該非判定のためのすべての情報・技術等を有するもの。該非判定体制説明書で当該海外企業との関係を明確に説明できる場合に限る。

(公表例1)

製造者名：GOULD AMI社 (旭化成マイクロシステム(株))

↓

製造者（ブランド名）

↓

公表依頼者（当該貨物の自主判定企業）

二 自社製造製品（他社ブランド表記） ← 【追加】

当該製品を製造している企業であって、該非判定のためのすべての情報・技術等を有するもの。他社設計品の場合は、該非判定のための情報を他社から情報を得られる場合に限る。

(公表例2)

製造者名：A B C D株式会社

↓

製造者及び公表依頼者（当該貨物の自主判定企業）

